

○医療法の一部を改正する法律の一部の施行について（平成 5 年 2 月 15 日健政発第 98 号厚生省健康政策局長通知）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>第一・第二（略）</p> <p>第三 業務委託に関する事項</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 患者等の食事の提供の業務（新省令第9条の10関係）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 人員に関する事項</p> <p>ア 受託責任者</p> <p>(ア) 受託責任者について</p> <p>新省令第9条の10第1号に規定する相当の知識とは、次に掲げる事項に関する知識をいうものであること。</p> <p>①～⑧（略）</p> <p>また、相当の経験とは、次に掲げるものをいうものであること。</p> <p>① 栄養士又は管理栄養士の資格を有する者にあつては、患者等給食業務に従事した経験</p> <p>②～④（略）</p> <p>(イ)～(エ)（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>ウ 栄養士又は管理栄養士</p> <p>受託業務の責任者が栄養士又は管理栄養士である場合には、改正後の省令第9条の10第3号の規定を満たすものであること。</p> | <p>第一・第二（略）</p> <p>第三 業務委託に関する事項</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 患者等の食事の提供の業務（新省令第9条の10関係）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 人員に関する事項</p> <p>ア 受託責任者</p> <p>(ア) 受託責任者について</p> <p>新省令第9条の10第1号に規定する相当の知識とは、次に掲げる事項に関する知識をいうものであること。</p> <p>①～⑧（略）</p> <p>また、相当の経験とは、次に掲げるものをいうものであること。</p> <p>① 栄養士の資格を有する者にあつては、患者等給食業務に従事した経験</p> <p>②～④（略）</p> <p>(イ)～(エ)（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>ウ 栄養士</p> <p>受託業務の責任者が栄養士である場合には、改正後の省令第9条の10第3号の規定を満たすものであること。</p> |

エ (略)

(3) (略)

(4) 運営に関する事項

ア 業務案内書

改正後の省令第9条の10第9号に規定する業務案内書には、次に掲げる事項が記載されていること。また、求めに応じて、常時開示することができるようにすること。

① 受託責任者、食品衛生責任者、栄養士又は管理栄養士、調理師の氏名、配置場所等

②・③ (略)

イ (略)

(5) (略)

5～10 (略)

エ (略)

(3) (略)

(4) 運営に関する事項

ア 業務案内書

改正後の省令第9条の10第9号に規定する業務案内書には、次に掲げる事項が記載されていること。また、求めに応じて、常時開示することができるようにすること。

① 受託責任者、食品衛生責任者、栄養士、調理師の氏名、配置場所等

②・③ (略)

イ (略)

(5) (略)

5～10 (略)